

東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科 博士課程(感染制御学)
スカラシップ〈学納金免除〉創設要綱

本大学院独自の奨学制度(学納金免除)として、博士課程(感染制御学)の大学院生に対するスカラシップ制度を下記により創設する。

記

1 「THCU博士課程スカラシップ」(以下 スカラシップという)

本大学院修士課程から本大学院博士課程(感染制御学)への入学者で、スカラシップ〈学納金免除〉を申請した者を対象とする。選考対象は原則2名以内とし、年間1,400,000円の授業料の内、年間600,000円を在学期間(最長3年間、但し、休学期間を除く)にわたり毎年免除する。

但し、以下を附帯条件とする。

- ①年間の学納金免除総額上限を1,800,000円とする。
- ②対象者を2名以上とすることも可とし、対象者の人数により1人当たりの年間免除額を1/2の300,000円或いは1/3の200,000円等とすることにより、年間免除総額は上限の1,800,000円の範囲内で繰り回す。
- ③年間免除総額上限の1,800,000円に対して枠空きが生じた場合は、次年度以降に繰越ができるものとする。

2 スカラシップの支給方法については、3年毎を目途に必要な応じて見直すこととする。

3 スカラシップに関わる事務は大学院事務室において行う。

4 平成21年度から実施する。

附則 この要綱は、平成21年12月9日から施行する。

東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科 博士課程(感染制御学)
スカラシップ〈学納金免除〉制度内規

本大学院の「THCU博士課程スカラシップ」(以下 スカラシップという)の審査の方法等を以下のように取り扱う。

- 1 本大学院博士課程(感染制御学)の入学者で、スカラシップ〈学納金免除〉を申請した者を対象とする。選考対象は原則2名以内とし、2名以上とする場合は、附帯条件に従い免除額を定める。
- 2 スカラシップ給付候補者(以下「候補者」という)の推薦は、入学試験の成績等の評価により学部・研究科運営会議において行い、理事長は、学部・研究科運営会議からの推薦に基づき候補者を決定する。
- 3 学部・研究科運営会議において候補者の推薦を行った後、休学願が提出された場合には、原則として推薦は取り消さないこととする。なお、候補者の推薦後に疑義が生じた場合には、学部・研究科運営会議にて再審査を行うことができる。
- 4 平成21年度から実施する。

附則 この内規は、平成21年12月9日より施行する。

附則 この内規は、平成30年4月1日より施行する。